

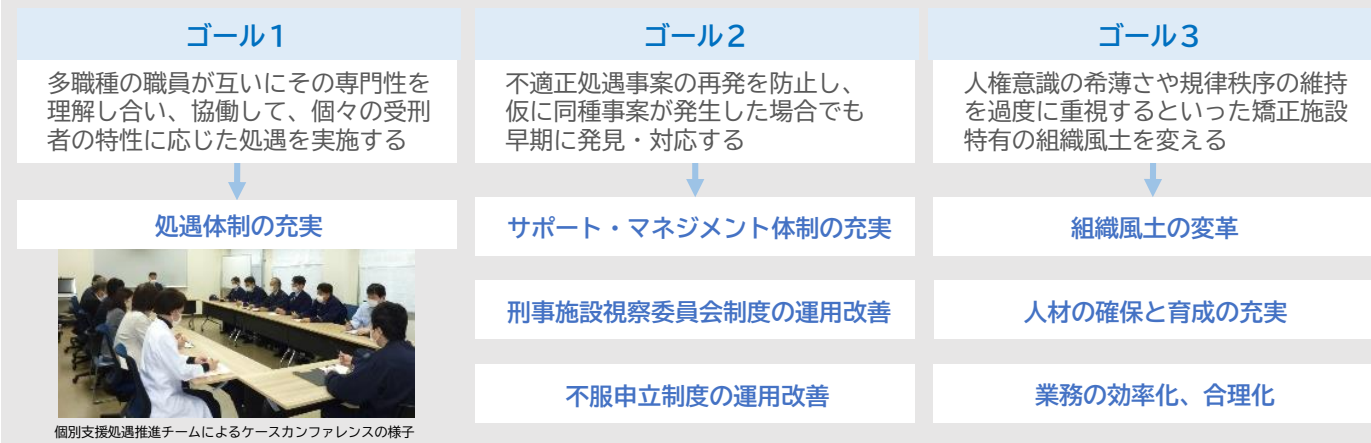
令和7年6月の拘禁刑の施行を見据えて、第三者委員会の提言を踏まえた取組を推進することで、人権意識の希薄さや規律秩序の維持を過度に重視するといった特有の組織風土を変革し、拘禁刑時代にふさわしい処遇を実践することができる組織に生まれ変わろうと取り組んでいます。

令和5年6月 名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る**第三者委員会提言**

- ・人権意識の希薄さや規律秩序を過度に重視する組織風土、自由に意見を言いにくい職場環境などの背景事情
→ 背景事情や原因は他の施設にも存在。名古屋刑務所に限らず、広く**全国の刑事施設に向けた再発防止策**を策定
- ・受刑者の処遇体制の充実、職員のサポート体制・マネジメント体制の充実、組織風土の変革など
再発防止に向けた取組の方向性が7項目にわたり示される。

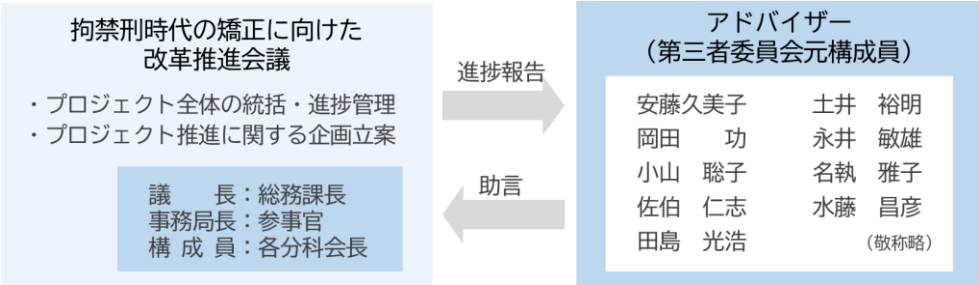
1 改革に向けた具体的な取組を盛り込んだ**アクションプラン**を策定

提言を踏まえた**取組の具体的内容**とその実現に向けた工程をアクションプランとして定める。
3つのゴールと7つの活動、68の取組に整理

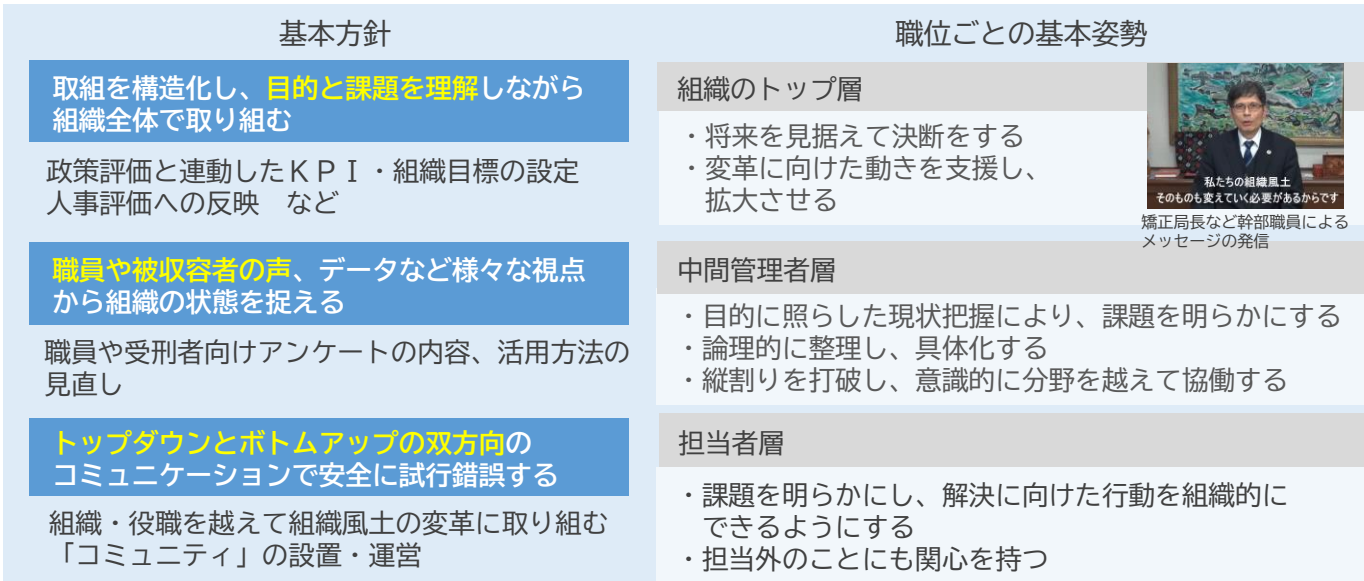


2 プロジェクトを進めるための**体制**を整備（拘禁刑時代の矯正に向けた改革推進会議とその事務局）

国民への説明責任の確保や取組の改善を図るため、名古屋刑務所不適正処遇事案等に係る有識者会議の元構成員に、毎年、取組の進捗状況を報告



3 プロジェクトを進める際の**基本方針**と職員の**基本姿勢**を設定



ボトムアップで組織風土変革を進めるコミュニティ

トップダウン型のコミュニケーションが多いという矯正組織の課題を踏まえ、組織・役職関係なく集まり、組織風土に取り組む**コミュニティ**を設置・活動を開始。

全国の施設から約600名の職員が参加



オンライン勉強会の様子
令和5年12月

ウェアラブルカメラの導入

令和6年度から、男性の施設にも**相互通信機能のあるウェアラブルカメラ**を配備予定。処遇が難しい被収容者の対応に当たる職員などの心理的負担の軽減につなげる



チーム処遇の確立・ガイドラインの策定

令和5年10月から、知的能力の制約などがあり、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対して、多職種の職員で行うチーム処遇を順次実施（**個別支援処遇推進チーム**の設置）

チームの心理的安全性	37.2
全刑事施設の平均	22.4



受刑者の呼称の改善

令和5年11月、全国の刑事施設に対して、被収容者を呼ぶ際には、呼び捨てではなく、姓に「さん」を付けて呼称するなどの基本的な方針を指示。



職員の呼称も「先生」など上下関係を固定しやすいものは廃止

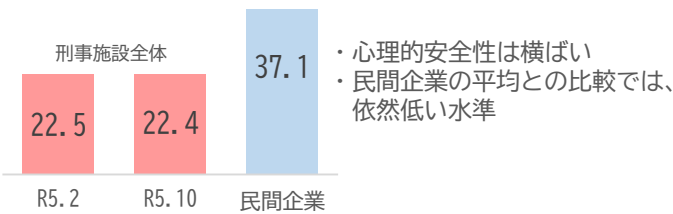
管理職を対象にした組織マネジメント研修の実施

既存の組織風土により固定化した考えに変化や気付きを与え、時代に即した**組織マネジメントに必要な知識及び技能を上級幹部職員に付与**するために実施。



東京大学先端科学技術研究センター
熊谷准教授による講義・令和5年11月

組織風土変革に向けた取組の最終アウトカム



- ・心理的安全性は横ばい
- ・民間企業の平均との比較では、依然低い水準

※ 民間企業等における心理的安全性に関する数値は、東京大学先端科学技術研究センター熊谷晋一郎准教授による調査結果を参照

アクションプランに主な取組の実施状況（令和5年12月末時点）

アクションプランに掲げられた68の取組の全て予定どおり進捗。**約4分の3**の取組が**試行・実施段階**に移行

検討→調整→試行→実施→完了（評価終了）の5段階で評価。調整段階以上には85%の取組が該当

1	処遇体制の充実	・犯罪傾向ではなく、受刑者の特性に応じた処遇類型ごとに集団を編成するよう見直し。 69の施設をモデル庁に指定し、本年1月から試行を開始 ・令和5年10月から、知的能力の制約などがあり、特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い受刑者に対して、多職種の職員で行うチーム処遇を順次実施（ 個別支援処遇推進チーム の設置）
2	サポート体制・マネジメント体制の充実	令和6年度から男性の施設にも 相互通信機能のあるウェアラブルカメラ を配備予定。処遇が難しい被収容者の対応に当たる職員などの心理的負担の軽減につなげる
3	視察委員会制度の運用改善	視察委員会による資料閲覧、任意抽出による受刑者との面接等に係る運用の詳細を盛り込んだ通知を発出し、運用を開始
4	不服申立制度の運用改善	管理職等による定期面接や矯正局などの職員による実地監査の際に被収容者と面接を行う枠組みを構築するなど、 被収容者の不服申立ての機会を拡大
5	組織風土の変革	・令和6年3月末までに、全ての被収容者に対して、 呼ぶ際には姓に「さん」などを付けるよう施設に指示 ・刑事施設における被収容者の 動作要領の見直し に着手
6	人材の確保と育成の充実	・令和6年度から、 4月の採用職員は、全員4月に集合研修を実施するよう見直し ・令和5年12月、施設長等経験者に組織マネジメントに重点を置いた研修を実施
7	業務の効率化・合理化	令和6年3月末までに、 施設からの報告事項の約45%を削減・簡略化 するよう見直し
少年	再発防止策の少年矯正施設への適用	1から7までの取組につき、少年矯正施設に適用すべきものを整理しつつ、可能なものから速やかに実施